

令和5年度 排水設備指定工事店説明資料

鹿嶋市 都市整備部 下水道課

<配布資料>

・ 鹿嶋市排水設備指定工事店一覧表	1
・ 排水設備設置工事の手順	3
・ 汚水枳設置申請書関係書類	4
・ 道路工事実施協議書関係書類	11
・ 計量器設置同意書	15
・ 排水設備工事着手届	17
・ 排水設備工事完了届	18
・ 公共下水道使用（開始・休止等）届	19
・ 下水道事業受益者変更申告書	20
・ 区域外下水の排除許可について	21
・ 公共，公益施設帰属申出書	22
・ 私道への公共下水道設置工事関係資料	23
・ 低地汚水ポンプ施設工事補助金関係資料	25
・ 浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金関係資料	26
・ 鹿嶋市下水道接続支援補助金のご案内	27
・ 鹿嶋市排水設備指定工事店規則	28
・ 契約に係る資料について	31
・ 罰則関係	39
・ 電子申請できる手続き一覧	40

注意事項

近頃、計画確認を受けずに工事着工，完了検査の未実施など排水設備工事に
関する違反行為が見受けられます。このような行為は，鹿嶋市下水道条例第
32 条による**罰則**，鹿嶋市排水設備指定工事店規則第 10 条による**工事店の指
定取消，効力停止の対象**となりますので，くれぐれもご注意願います。

鹿嶋市排水設備指定工事店一覧表

令和5年4月1日現在

指定店番号	名称または商号	職名	代表者氏名	郵便番号	住所	電話番号
1	三光建設(株)	代表取締役	阪口 樹利	314-0012	鹿嶋市平井1350番地	0299-82-8636
2	秋元設備工業(株)	代表取締役	秋元 文男	314-0031	鹿嶋市宮中5186番地	0299-82-6674
3	(株)小堤工業	代表取締役	小堤 健一郎	311-2212	鹿嶋市角折1488番地1	0299-69-0116
4	(株)鹿島ガーデン	代表取締役	小松崎 福之	314-0031	鹿嶋市宮中6丁目6番9号	0299-83-3111
6	三杭配管工業(株)	代表取締役	三杭 尚美	314-0028	鹿嶋市木滝454番地	0299-82-4464
7	石津産業(株)	代表取締役	石津 稔	314-0012	鹿嶋市平井東2丁目5番地1	0299-82-2335
8	(有)木滝設備工業	取締役	木滝 信	314-0028	鹿嶋市木滝147番地	0299-82-9871
9	鹿嶋エアテック(株)	代表取締役	小岩井 康広	314-0031	鹿嶋市宮中5161番地	0299-82-0961
10	ミナト工業	代表	坂戸 篤美	314-0011	鹿嶋市港ヶ丘1丁目5番2号	0299-82-8698
11	辻田設備工業(株)	代表取締役	辻田 祐二	314-0016	鹿嶋市国末576番地1	0299-82-7421
12	(株)トムラ	代表取締役	戸村 利雄	311-2215	鹿嶋市和2001番地3	0299-69-0265
13	(株)サンワ興業	代表取締役	大川 文子	314-0007	鹿嶋市神向寺129番地	0299-82-7960
15	(株)和城産業	代表取締役	犬塚 行治	314-0021	鹿嶋市平井東4丁目1番地12	0299-82-5931
16	栄設備工業(株)	代表取締役	水落 信吾	314-0012	鹿嶋市平井1182番地11	0299-83-1604
18	三協クリーンコンサルタント(株)	代表取締役	田中 幸雄	314-0131	神栖市下幡木3919番地46	0299-92-0022
20	小沼建設(株)	代表取締役	小沼 勝己	314-0012	鹿嶋市平井1345番地	0299-82-2401
21	小野工業	代表	小野 紀夫	314-0031	鹿嶋市宮中190番地10	0299-82-6151
24	中山設備工業(株)	代表取締役	中山 節子	314-0012	鹿嶋市平井1350番地161	0299-83-1723
25	(有)高進設備工業	代表取締役	高安 進	314-0035	鹿嶋市根三田800番地1	0299-83-7231
26	村上工業(株)	代表取締役	村上 一夫	314-0146	神栖市平泉265番地31	0299-92-2474
29	(株)大平工業	代表取締役	城内 浩作	314-0011	鹿嶋市港ヶ丘282番地139	0299-83-6673
30	(有)日の出工業	代表取締役	田塚 新一	314-0012	鹿嶋市平井415番地	0299-82-0045
31	(株)村屋設備	代表取締役	高安 修一	314-0031	鹿嶋市宮中4丁目8番10号	0299-82-6079
32	(株)高野臨海商事	代表取締役	高野 ふみ江	314-0021	鹿嶋市平井東4丁目5番地9	0299-83-3330
33	鹿島庭園(株)	代表取締役	小松崎 茂	314-0031	鹿嶋市宮中1992番地1	0299-82-2045
34	(株)根本工務店	代表取締役	根本 正壽	314-0036	鹿嶋市大船津2054番地1	0299-82-1438
35	(株)高正建設	代表取締役	高橋 昌文	314-0012	鹿嶋市平井1186番地1	0299-82-0092
37	(株)ダイセツ	代表取締役	安齊 勝	314-0022	鹿嶋市長柄1879番地372	0299-82-0950
38	飯塚設備	代表	飯塚 道夫	314-0012	鹿嶋市平井467番地	0299-82-2549
39	(株)ミドリヤ	代表取締役	小松崎 裕敏	314-0031	鹿嶋市大字宮中930番地12	0299-83-8311
40	(有)須賀田設備工業	代表取締役	須賀田 一郎	311-2206	鹿嶋市武井13番地	0299-69-2922
42	栗山設備工業	代表	栗山 寛之	311-2213	鹿嶋市中1149番地	0299-69-5757
43	(有)生井澤設備工業	代表取締役	生井澤 健一	311-2212	鹿嶋市角折235番地	0299-69-0308
45	(有)出頭ポンプ店	代表取締役	出頭 克己	311-2223	鹿嶋市林808番地	0299-69-1388
47	(株)辻田造園建設	代表取締役	辻田 正一	314-0025	鹿嶋市下埜886番地3	0299-82-9097
48	(有)ナカヤ設備工業	代表取締役	大槻 一雄	311-2206	鹿嶋市武井904番地	0299-69-1118
53	(株)ワタナベ	代表取締役	渡辺 啓	314-0341	神栖市矢田部9479番地	0479-48-1067
54	(株)高島工業	代表取締役	高島 康司	314-0115	神栖市知手3582番地	0299-96-1008
55	(有)神栖管工設備	代表取締役	石津 広行	314-0147	神栖市鰐川300番地152	0299-93-2222
56	林工業(株)	代表取締役	林 孝之	314-0408	神栖市波崎6495番地	0479-44-4737
60	大洋設備工業(株)	代表取締役	茂木 一男	311-2204	鹿嶋市荒井548番地1	0299-69-4439
66	備水工業(株)	代表取締役	額賀 隆	311-1534	銚田市荒栖2111番地23	0291-34-3553
67	(株)スガヤ	代表取締役	菅谷 伸一	311-2103	銚田市汲上2603番地3	0291-39-3063
68	窪谷設備	代表	窪谷 誠行	311-2434	潮来市島須635番地	0299-64-2639
69	(株)安藤プロパン	代表取締役	安藤 真一	314-0341	神栖市矢田部3036番地	0479-48-0013
74	(有)鈴木建設	代表取締役	鈴木 英治	311-3811	行方市四鹿198番地	0299-73-2341
76	マツザキマテリアル(株)	代表取締役	松崎 佐一郎	311-3826	行方市矢幡1881番地12	0299-73-0131
78	(有)三豊	代表取締役	本郷 辰豊	314-0147	神栖市鰐川25番地345	0299-92-6607
80	(有)アサヒ設備工業	代表取締役	野原 和則	311-1416	銚田市鹿田898番地66	0291-37-4328
82	岩瀬設備工業(株)	代表取締役	岩瀬 等	314-0114	神栖市日川213番地4	0299-96-0152
83	内山設備工業(株)	代表取締役	内山 英雄	311-2421	潮来市辻211番地	0299-63-0189
86	鈴木設備(株)	代表取締役	鈴木 卓也	314-0408	神栖市波崎1589番地25	0479-44-2471
87	江沼設備工業	代表	江沼 孝明	311-1532	銚田市上富田693番地18	0291-34-3838
88	浪逆工業(株)	代表取締役	内堀 明	311-2423	潮来市日の出8丁目26番地1	0299-66-1101
90	(株)泉建工	代表取締役	根本 勉	314-0031	鹿嶋市宮中4703番地5	0299-83-4141
91	(有)新河工業	代表取締役	新河 善文	314-0114	神栖市日川194番地	0299-97-1451
93	(株)インダ	代表取締役	石田 尚通	301-0847	龍ヶ崎市城ノ内3丁目7番地8号	0297-64-7839
97	(株)関建設	代表取締役	関 保夫	311-3833	行方市富田1445番地	0299-72-1172
99	共立メンテナンス(株)	代表取締役	金 隆史	314-0031	鹿嶋市宮中864番地2	0299-84-0405
100	(株)村上工務店	代表取締役	村上 輝秀	311-2222	鹿嶋市小山1114番地12	0299-83-1681
103	三晃住設	代表	内野 吉人	314-0002	鹿嶋市明石320番地13	0299-82-1350
105	大西設備	代表	大西 博之	314-0343	神栖市土合本町1丁目8762番地124	0479-48-4895
106	(株)郡司建設	代表取締役	郡司 誠	314-0021	鹿嶋市粟生1711番地	0299-82-0381
107	(株)カワイ	代表取締役	川井 栄	309-1723	笠間市矢野下399番地	0296-77-4555
108	(有)石崎設備	代表取締役	石崎 公彦	311-1723	行方市行戸840番地1	0291-35-3334
109	(有)新和工業	代表取締役	倉河 義和	315-0052	かずみがうら市下稲吉3972番地	029-832-0560
110	茨城日化サービス(株)	代表取締役	里見 博孝	310-0845	水戸市吉沢町301番地4	029-246-2451
112	和泉設備	代表	和泉 浩二	311-2206	鹿嶋市武井810番地	0299-69-3143

鹿嶋市排水設備指定工事店一覧表

令和5年4月1日現在

指定店番号	名称または商号	職名	代表者氏名	郵便番号	住 所	電話番号
113	小島建業	代表	小島 良茂	311-3826	行方市矢幡520番地	0299-73-0215
114	明石設備工業	代表	西溪 澄	314-0002	鹿嶋市明石534番地1	0299-82-5339
115	(株)鹿島企業	代表取締役	安藤 祐章	314-0341	神栖市矢田部11528番地1	0479-48-1115
116	ハートラインヤマグチ	代表	山口 重彦	311-3833	行方市富田46番地8	0299-72-0309
119	熱田設備	代表	熱田 清	314-0144	神栖市大野原3丁目3番27号	0299-92-3468
120	(有)ユート・アメニティ 鹿嶋支店	代表取締役	高木 直人	311-2105	銚田市二重作1645番地	0291-34-5122
121	酒井鉄工所	代表	酒井 昇一	311-2424	潮来市潮来791番地1	0299-62-2580
125	(株)アイダ設計	代表取締役	曾田 貞光	300-1234	牛久市中央3丁目22-1	048-726-8613
128	トモエ設備工業	代表	給前 八己	314-0006	鹿嶋市宮津台139番地16	0299-83-8541
129	M・E・イワセ(株)	代表取締役	岩瀬 秋夫	314-0022	鹿嶋市長栖1823番地	0299-83-6433
130	ミサキ工業(株)	代表取締役	須田 眞司	314-0144	神栖市大野原2丁目16番12号	0299-93-1007
131	セイサダヤ工業(株)	代表取締役	中野 由文	314-0408	神栖市波崎7929番地	0479-21-3050
133	(有)藤井設備	代表取締役	藤井 良雄	311-2423	潮来市日の出3丁目6番地17	0299-66-0910
134	(有)大槻製材所	代表取締役	大槻 秀清	311-1528	銚田市当間204番地	0291-32-3780
135	(株)あづまや	代表取締役	神崎 弘一	314-0143	神栖市神栖1丁目17-22	0299-94-3402
136	高橋商事(株)	代表取締役	高橋 正光	311-1115	水戸市大串町952-4	029-269-3066
137	(有)クボタ住設	代表取締役	久保田 健太	311-3811	行方市四鹿591番地	0299-73-2446
138	(株)東野	代表取締役	鶴賀 貴士	310-0846	水戸市東野町284番地201	029-297-4823
139	小野村工業(株)	代表取締役	小野村 崇	311-3515	行方市井上1942番地2	0299-56-0080
140	山キ石材(株)	代表取締役	秋山 博康	311-2406	潮来市新宮4131番地	0299-66-4564
141	(株)藤和	代表取締役	藤咲 宜範	311-0105	那珂市菅谷3094番地	029-295-5674
142	(株)Y.S.K	代表取締役	勝田 光則	313-0052	常陸太田市東二町2254番地3	050-1209-8892
144	藤設工業(株)	代表取締役	藤田 茂徳	312-0015	ひたちなか市小砂町1-2-1	029-275-0193
146	(株)宮本総合設備	代表取締役	宮本 富夫	300-0508	稲敷市佐倉2283番地	029-892-1490
147	(株)淑洋	代表取締役	穂坂 洋	311-1235	ひたちなか市田中後26番地7	029-262-5271
148	Aim工業	代表	大槻 治	311-1513	銚田市大竹1710番地9	0291-32-5500
149	(有)サークル設備	代表取締役	紫野 茂	301-0856	龍ヶ崎市貝原塚町3000番地3	0297-62-3870
150	富士桜設備工業	代表	堀井 寛信	300-0427	稲敷郡美浦村布佐1876番地42	0120-39-3241
151	(株)セバタ	代表取締役	瀬端 伸也	309-1116	筑西市横塚1371番地4	0296-47-3412
152	(株)広伝	代表取締役	笹目 誠	315-0045	石岡市高浜792番地1	0299-26-3211
153	(株)カシマ商事	代表取締役	岩瀬 隆	314-0121	神栖市溝口1705番地の3	0299-96-7854
154	(株)光設備	代表取締役	川上 光則	300-1616	北相馬郡利根町立木1091番地2	0297-68-5905
155	飯田設備	代表	飯田 祐希	311-2423	潮来市日の出5丁目20番地11	0299-77-5617
156	(有)松村設備	代表取締役	松村 政幸	301-0000	龍ヶ崎市4223番地2	0297-64-8082
157	(有)小沢重機興業	代表取締役	小澤 潤	311-2222	鹿嶋市小山1025番地39	0299-77-5634
158	(株)パイプマン 茨城支店	代表取締役	菊地 伴和	310-0846	水戸市東野町264番地1	029-350-8072
159	(株)塚田建設工業	代表取締役	塚田 雅俊	311-1204	ひたちなか市平磯遠原町14番地10	029-219-9326
160	AQUA	代表	井川 千春	311-1401	銚田市箕輪1696番地4	0291-37-2264
161	伊藤設備工業	代表	伊藤 彰治	314-0113	神栖市横瀬958番地218	0478-86-2729
162	高柳設備エンジニアリング	代表	高柳 久雄	311-1504	銚田市安房223番地1	0291-33-4538

108者

現況調査

公共枿の有無，所在等の確認

- 公共枿がない場合は，下水道課で設置費用が公費・私費のいずれかを確認
- 埋設管状況の確認（下水道・水道・ガス管）

※窓口に設置している下水道台帳システムをご利用ください。

公費で設置する場合は「汚水枿設置申請書（※）」（P4～）を提出

- 公共枿の移動，撤去についても，事前に下水道課に報告

土地の利用状況

- 地番，権利等の確認
- 受益者負担金の賦課状況を下水道課で確認

- 上水（水道または井戸）の利用状況

→井戸利用の場合は，別途「計量器設置同意書（※）」（P15）を提出

- 下水道接続支援補助金の対象となる場合は，その手続きについて申請者に説明

排水設備計画確認申請書（※）の提出（下水道課より入手願います）

- 申請書は最新のものを使用すること
- 見取図にはゼンリンの地図番号を記入し，見取図と平面図の方位を合わせること
- 隣地及び道路との境界を明示すること
- 既存設備（黒）と新設設備（赤）の区分けを明確にすること
- 井戸利用で補助バルブが未設置の場合は補助バルブを設置すること
- 井戸水計量器を設置する場合は，平面図に「揚水ポンプ®」，「計量器®」，「補助バルブ」，「散水栓△」の位置を明示するとともに，「計量器設置同意書（※）」を提出すること
- 「工事種類」の分類に注意すること
 - 新設・・・新たに公共枿に接続する工事をいう
 - 増設・・・既に公共枿に接続している排水設備に新たに接続することをいう
 - 改築・・・既に公共枿に接続している排水設備を改造することをいう
- ※あくまで，排水設備に関する区分であり，家屋についての区分ではないことに注意。
- 浄化槽から公共下水道への切り替えの場合，その旨を明示すること

排水設備計画確認書の受領

※受益者負担金の名義変更がある場合は，「下水道事業受益者変更申告書（※）」（P20）を併せて提出すること

排水設備工事着手届（※）の提出(P17)

- 工事着手の5日前までに必ず提出すること
- 下水道接続支援補助金（※）及び浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金（※）の申請は，着手届の提出時にあわせて行うこと

排水設備工事着手

- 「排水設備工事計画確認書」受領後，1か月以内に着手できない場合は，確認を取り消す場合あり
- 補助金申請者は，交付決定後に着手可能。

排水設備工事完了

排水設備工事完了及び検査予約（※）(P18)，使用開始届の提出(P19)

- 検査予約は電子申請のみとなっております，検査予約が完了届の提出を兼ねています。

排水設備完了検査の実施

- 申請者に検査日，内容等を告知し，了承を得ておくこと
- 検査当日，申請者不在となる場合は，検査済証の貼付の了解を事前に得ておくこと
- 汚水の排除状況の確認のために使用する水を用意すること

汚水枴設置申請書

年 月 日

申請者

住所 _____

氏名 _____

電話 _____

指定工事店名 _____

設置希望日

年	月	日
---	---	---

枴設置場所 _____

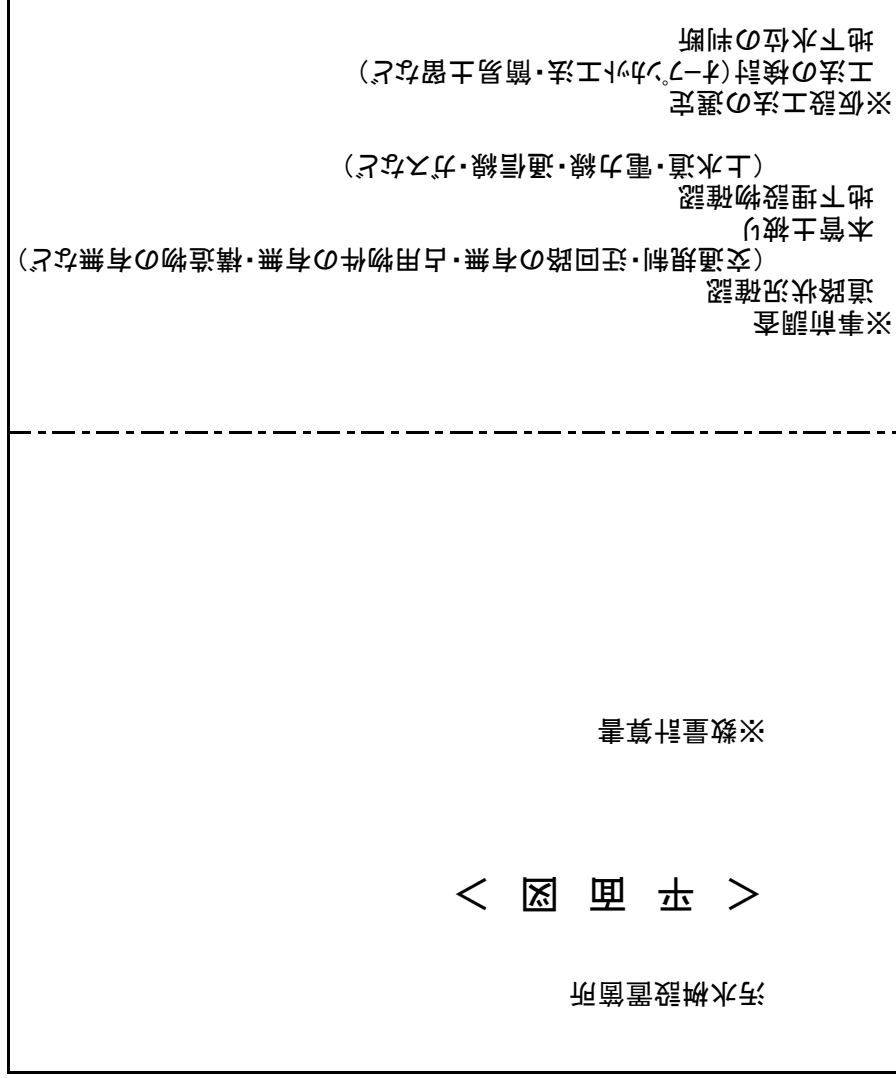
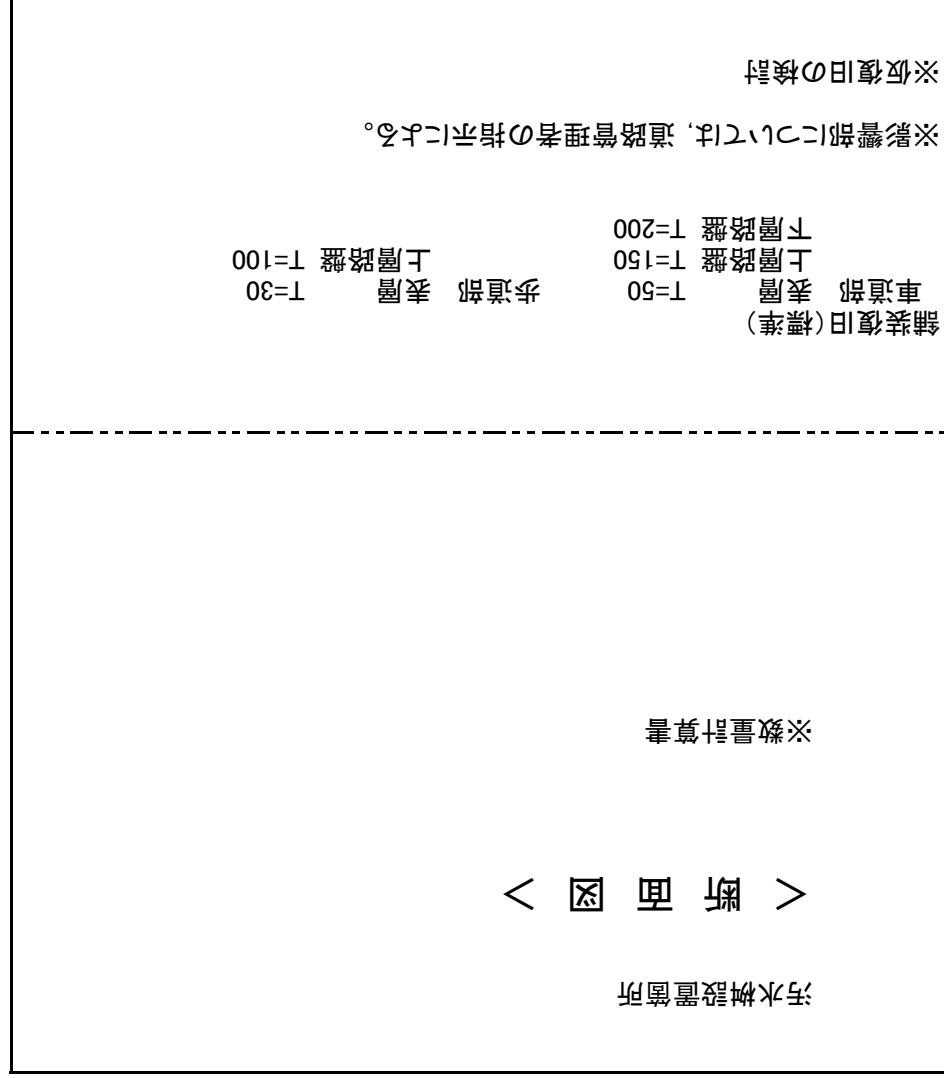
位置図（裏面へ）

☆☆☆☆ 以下の欄は記入しないで下さい ☆☆☆☆

1 発注日

年	月	日
---	---	---

2 設置業者 _____



I 汚水柵設置申請に伴い数量(積算)入力表に入力する際の数量算出の統一について

1 公共柵から本管(下水管)までの取出し管工事の数量算出について

(1) 材料名等記載・表示方法の統一

① 本管から公共柵に向かっでの使用材料

本管口径及び管種		記号	口径	単位
A	取付管 プレーンエンド	PV		m
	ゴム輪受口	PR		
	接着受口	PD		
B	支管 (ブランチ)	PS		箇所
C	曲管 (ベント)	PB		個
	自在曲管	PBF		
D	調整管			m
E	カラー	PW		個
F	曲管 (ベント)	PB		個
	自在曲管	PFB		
G	柵取付継手(DS)	SM-PM		箇所
H	公共柵立上げ管	PV		m
I	公共(汚水)柵	90WY		基

※ 駅北区画整理地内は、原則A～Fまで施工済み。依って、G～Iのみ施工。但し、施工後分筆分割はA～Iまで施工。

下水道用硬質塩化ビニル製柵(JSWAS K-7) 下水道用硬質塩化ビニル管(JSWAS K-1)

塩化ビニル製柵 汚水・合流 90度三方向 90WY	口径	直 管				異 形 管					
		プレーン エンド	片受け		両受け	曲管	自在曲管	支管	マンホール継手 柵取付継手	硬質塩化ビニル 製小型マンホール用継手	カラー
			ゴム輪受口	接着受口							
		PV	PR	PD	PU	PB	PBF	PS	PM	SM-PM	PW
	φ 200										
	φ 150										

口径別に使用数を入力

公共樹管理台帳

記載例

設置場所 鹿嶋市 平井〇〇〇〇一〇

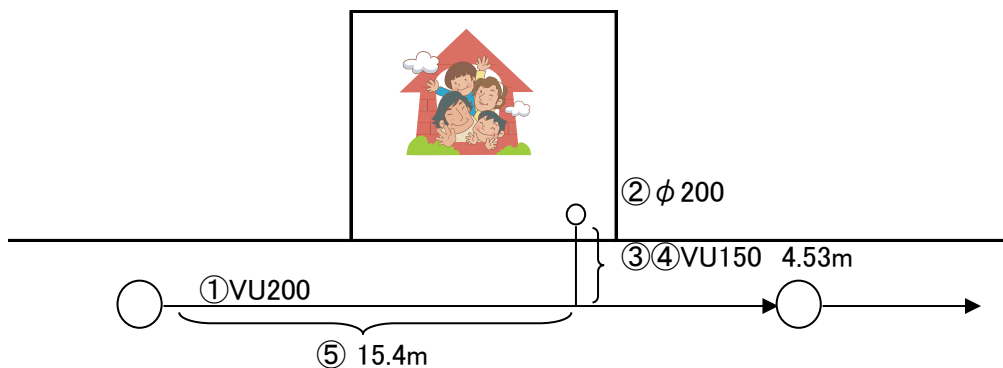
設置者 鹿嶋太郎

施工業者 ×××設備工業(株)

工事名 □□鹿下第△△号 汚水樹設置工事

略図

現地と整合を図り、図面を作成すること。



①	本管の形状・大きさ	VU200
②	汚水樹の寸法	φ 200 (樹脂) 鉄蓋
③	取付管の形状・大きさ	VU150
④	取付管の距離	4.53 m
⑤	上流人孔からの距離	15.4 m

※位置図に樹位置を記入し添付
※公共樹台帳, 位置図は2部提出

汚水柵設置工事 写真管理基準

工事写真の撮影基準

1 撮影頻度

工事の写真の撮影頻度は、別紙によるものとする。

2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむこと。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理すること。

工事写真帳の大きさ A4版とする。

工事写真の提出部数 原則1部とするが監督員の指示による

※デジタル写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。

汚水柵設置及び取付管布設並びに支管取付工

着 工 前

完 了

材 料

※ 組立セットしたもの

掘削・埋戻状況

※ 本管～汚水柵まで

取付管布設状況

設置状況

※ 柵・支管・曲管等

路面復旧工

舗装版切断工
※ 影響部

路床出来形

下層路盤出来形

上層路盤出来形

表層工完了

産廃処分状況
※ 積込～処理施設まで

出来形は必ず朱書きとし、測点は標準右・左の2点管理とする。

鹿下水 第 年 月 号 日

鹿嶋警察署長様

鹿嶋市長 ○○ ○○

道路工事実施協議書

下水のみ・・・汚水柵設置工事
水道工事と同時施行・・・汚水柵設置及び給水管布設工

工事又は 作業箇所	工事番号 路線名 場所	汚水柵設置工事 市道 ×××× 号線 鹿嶋市 △△△ 地内
工事又は 作業時間	工事着手年月日 竣工予定年月日	自 年 6月 10日 至 年 7月 29日
工事(作業)の概要	公共下水道整備工事	着手日は下水道課へ 提出する2週間後位
工事(作業)の現場監督者氏名	鹿嶋市都市整備部下水道課	
請負人氏名及び 現場監督者氏名	鹿嶋市○○○○ 0000-00-0000 株☆☆☆☆ ◇ ◇ ◇ ◇	
道路交通 に対する 作業箇所	工事標識施設設置位置 通行止を行う措置,交通 制限を行う工事の措置 その他交通の障害とな る工事の措置	道路標識一式設置及び交通整理員配置 全面通行止 (8:30~17:00) 夜間開放
添付図面	別紙のとおり	全面通行止め 片側通行止め
回答期間		

鹿交発第 年 月 号 日

鹿嶋市長様

鹿嶋警察署長

回答意見

年 月 日

鹿嶋警察署長様

鹿嶋市長 ○○ ○○

道路の通行禁止制限に関する通知書

1	道路種類 路線名	市道 ×××× 号線
2	場所区間 (橋名)等	鹿嶋市 △△△ 地内
3	期間	年 6月 10日 年 7月 29日 50 日間
4	禁止又は 制限の対象	全面 通行止 (8:30~17:00)
5	理由	公共下水道整備工事 のため
6	迂回路の 現況	別紙のとおり
7	添付図面	別紙のとおり

年 月 日

関係者各位

鹿嶋市都市整備部下水道課

公共下水道整備工事のお知らせ

○●の候、貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より下水道事業に対し多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、今般公共下水道整備工事を下記のとおり実施いたしますので、工事期間中大変
ご迷惑をおかけすることと思いますが、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

工事名	汚水柵設置工事		
工事場所	鹿嶋市	△△△	地内（別紙図面のとおり）
工事期間	年	6月 10日	～ 年 7月 29日
道路交通 の制限	全面	通行止	(8:30～17:00)
施行業者	鹿嶋市	〇〇〇〇	
	(株)	☆☆☆☆	0000-00-0000

「工事に関するお問い合わせ」

鹿嶋市役所 都市整備部下水道課
TEL (82)2911 内線 441～443

道路工事届出書

鹿下水第 年 月 号 日	
鹿島地方事務組合消防本部 消防長 様	
届出者	
住所 鹿嶋市大字平井1187番地1	
氏名 鹿嶋市長 ○○ ○○	
工事予定日時	自 年 6月 10日 至 年 7月 29日
幹線及び箇所	市道 ×××× 号線 鹿嶋市 △△△ 地内
工事内容	汚水柵設置工事 全面通行止 (8:30~17:00) 公共下水道整備工事 夜間開放
現場責任者氏名	鹿嶋市○○○○ (株)☆☆☆☆ 0000-00-0000 現場代理人 ◇◇◇◇
鹿嶋市都市整備部下水道課 0299-82-2911 内線()	
受 付 欄	経 過 欄

同意書

鹿嶋市下水道条例施行規則第13条第1号の規定により，下記のとおり同意します。

記

- 1 計量器は，市が設置する。
- 2 計量器を適切に管理する。正当な理由なくして計量器を滅失または棄損したときは，その修繕及び取替え費用は自己負担とする。
- 3 設置された計量器を自己の都合により移設する場合は，費用は自己負担とする。
- 4 計量器の下流側に公共下水道へ排水しない給水装置（戸外散水用栓等）が連結している場合は，当該給水装置における使用分も下水道使用水量として計量する。
- 5 計量器の下流側に連結している公共下水道へ排水しない給水装置（戸外散水用栓等）を，計量器の上流側へ切り回す場合は，費用は自己負担とする。
- 6 有効期間を満了する計量器の取替を市が行う際は，市に協力する。

年 月 日

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

設置場所

使用者住所

使用者氏名

電話番号

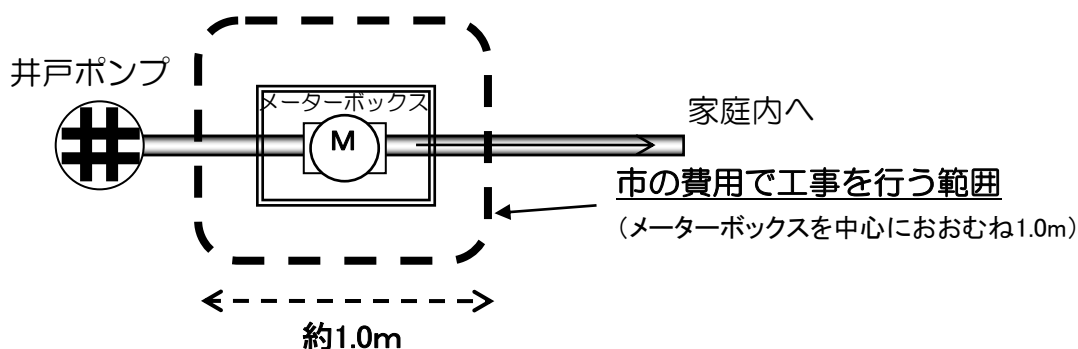
井戸水配管への計量器（メーター）設置のお願い

鹿嶋市都市整備部下水道課

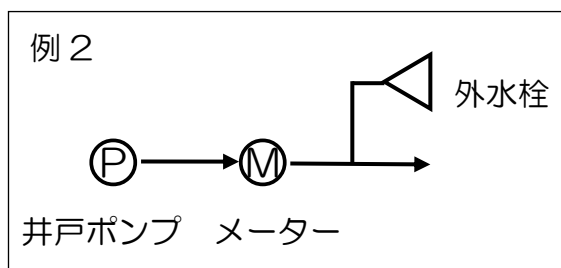
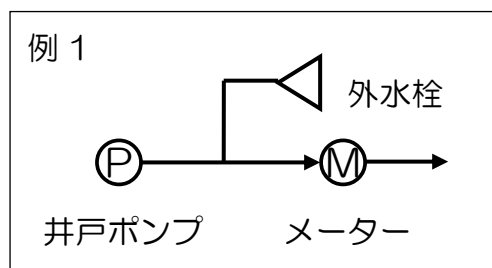
日頃より市の下水道事業に対しご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、市では、実際の使用水量に基づいた下水道使用料のご負担をお客様にお願いするため、井戸を生活排水としてお使いの方で新規に下水道に接続される方、また、現在1人あたり8㎡の認定水量をもって下水道使用料を算定させていただいている井戸水利用者の方々へ、計量器（メーター）の設置をお願いしております。設置工事は市で行いますので、費用は無料です。下の事項をご確認のうえ、ご同意いただける方は鹿嶋市下水道課まで別紙の同意書のご提出をお願いいたします。

【メーター設置イメージ】



- 設置工事にあたっては、市委託業者が訪問して井戸水の配管について調査のうえ、設置箇所、工事の日程および工事方法等についてお打合せをさせていただきます。
- 上図の範囲が標準の工事範囲となります。この範囲内におけるメーター設置工事は市が行うため、お客様の費用負担はありません。
- メーター設置後は、毎月メーターの検針を行い、検針値による使用水量に基づき使用料を算定します。
- 公共下水道へ排水しない外水栓（庭木散水用水栓など）がある場合



原則、メーターは外水栓の使用分を計量しない位置に設置しますが（例1）、配管上、外水栓がメーターより下流側にある場合（例2）は外水栓の使用分もメーターで計量することとなり、使用料の対象となりますのでご了承ください。メーターの下流側にある外水栓を上流側に付け替える工事（例2の外水栓を例1の位置に付け替える工事）を行う場合、費用はお客様のご負担となります。

※ 詳しくは鹿嶋市都市整備部下水道課までお問合せください。

鹿嶋市都市整備部下水道課 TEL：0299（82）2911 内線 441～443

様式第5号(第8条関係)

排水設備工事着手届

年 月 日

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

鹿嶋市下水道条例施行規則第8条第1項の規定により届け出ます。

申請者	住所	
	氏名	
設置場所	鹿嶋市	
指定工事店	住所	
	氏名	
確認年月日・番号	年 月 日 第 号	
着手年月日	年 月 日	

以下の欄は、記入しないでください。

課長	課長補佐	係長	係員	指示	受付年月日

※電子申請での検査予約が完了届の提出を兼ねますので、この完了届は提出不要です。

様式第7号(第8条関係)

排水設備工事完了届

年 月 日

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

鹿嶋市下水道条例第7条第1項の規定により届け出ます。

申請者	住所	
	氏名	
設置場所		鹿嶋市
指定工事店	住所	
	氏名	
確認年月日・番号		年 月 日 第 号
工事完了年月日		年 月 日
希望検査日		年 月 日

以下の欄は、記入しないでください。

課長	課長補佐	係長	係員	受付年月日
指示				
検査結果	検査日 年 月 日			
	検査員氏名			

公共下水道使用（開始・休止・再開・廃止）届

年 月 日

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

住所
 氏名
 届出者
 電話番号
 使用者との関係

鹿嶋市下水道条例第12条第1項の規定により届け出ます。

使用 者	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
	電話番号		使用人数	人
使用 場 所	住 所	鹿嶋市		
	種 別	1 持家 2 賃貸住宅（アパート・貸店舗等）		
	管 理 者	（賃貸住宅の方のみ記入）		
汚 水 種 類	水道汚水 ・ 井戸汚水 ・ 併用			
開 始 等 年 月 日	年	月	日	開始・休止・再開・廃止

以下の欄は、記入しないでください。

課 長	課長補佐	係 長	係 員	受 付	決裁年月日	受付年月日
指 示						
排 水 設 備 番 号	第	号	水 栓 番 号	第	号	
下 水 メ ー タ ー 番 号				使用開始時指針	m ³	
備 考						

下水道事業受益者変更申告書

整理番号	区域No.	小番号

年 月 日

鹿 嶋 市 長 様

様

異動後の新受益者	1. 所有者の場合	〒 住所	フリガナ
	2. 権利者の場合		氏名
			電話番号
異動後の新受益者が権利者（借地等）の場合の土地所有者		〒 住所	フリガナ
			氏名
			電話番号
異動前の旧受益者	1. 所有者の場合	〒 住所	フリガナ
	2. 権利者の場合		氏名
			電話番号

下水道事業受益者を変更しましたので、鹿嶋市都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第4条の規定により、届け出ます。

町 ・ 大字 / 小字	地 番	付番	現況地目	地 積(m ²)	異動年月日	異 動 理 由	摘 要
					. .		
					. .		
					. .		
					. .		
※負担する期	旧受益者 年度 第 期から 年度 第 期まで 計 期			新受益者 年度 第 期から 年度 第 期まで 計 期			

- (注) 1. ※欄は記入しないでください。
 2. 異動後の新受益者及び異動前の旧受益者については、それぞれ該当する方（1. 所有者の場合 2. 権利者の場合）に○印を付けてください。
 3. 異動後の新受益者が権利者（借地等）の場合は、必ず土地所有者欄にも記入してください。

年 月 日

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

申請者 住 所

氏 名

区域外下水の排除許可について

このことについて、下記のとおり排除したいので許可願いたく申請いたします。

記

- 1 工事場所
- 2 排 除 量
- 3 接続予定日
- 4 地 積 図
- 5 位 置 図
- 6 工事概要図

公共・公益施設帰属申出書

鹿嶋市長 ○○ ○○ 様

年 月 日

事業主
住 所
氏 名

鹿嶋市 番地 外 筆で設置した下記の公共施設を
帰属致します。

記

1. 帰属施設

施 設 名	施 設 概 要

2. 添付書類

施設位置図

【私道への公共下水道設置工事】

市では、計画に基づいて市道などの公道に公共下水道管を埋設していますが、私道についても同様に、水洗化の普及と利用促進を図るため、一定の条件を満たした私道については、整備を行っています。

なお、工事を行うためには次の基準を満たす必要があります。

<申請条件>

- (1) 私道に設置する公共下水道を利用する所有者の異なる家屋が2戸以上あること。
- (2) 私道の幅員が 1.8m 以上で、一端が公共下水道が設置されている公道に接続し、公共性の高いこと。
- (3) 私道に係る土地の所有権及びその他の権利を有するものが、公共下水道の設置及び維持管理のため、当該私道の使用を承諾していること。
- (4) 公共下水道設置後、私道に面する家屋の全戸が、速やかに工事を行なうこと。
- (5) 私道の使用期間は、公共下水道の存置期間中とし、使用料は無償であること。
- (6) 公共下水道の設置に当たり、技術的及び施工上困難でないこと。
- (7) 公共下水道の設置に当たり、支障となる既設管を撤去することに同意していること。
- (8) 市税、下水道受益者負担金を滞納していないこと。
- (9) 官公庁、法人、民間アパート等のみは適用しない。

<手続き>

申請者のうちから代表者を選び、市へ申請書を提出してください。

<施設の維持管理>

整備した下水道は、市有財産となり、市で維持管理を行ないます。

<提出書類>

(1) 公共下水道設置申請書（様式第 1 号）

位置図

平面図及び土地所有者区画図

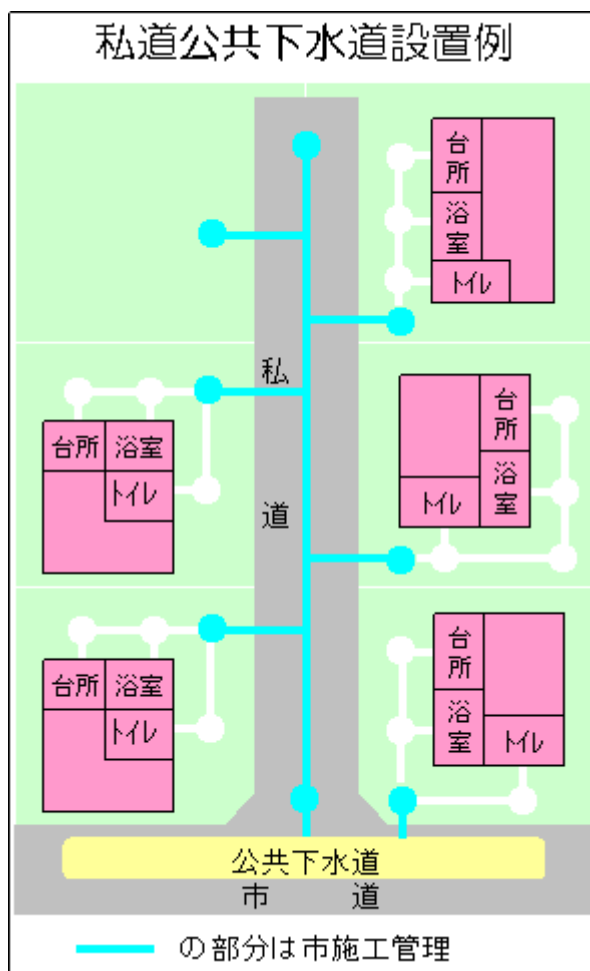
公図

地籍測量図

登記事項証明書等

(2) 公共下水道設置承諾書（様式第 2 号）

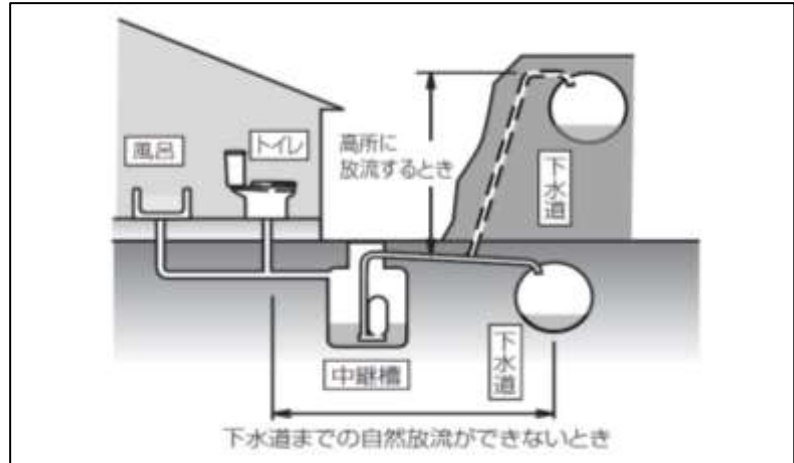
詳しい内容や手続きについては下水道課へお問い合わせください。



【低地汚水ポンプ施設工事補助金】

市では、公共下水道処理区域内の低地において、汚水ポンプ施設を設置する方へ補助金を交付しています。

補助金額は工事費及び材料費の3分の2以内の額とし、40万円が限度です。なお、助成を受けるには次の基準を満たす必要があります。



低地汚水ポンプ設置イメージ図

<申請条件>

- (1) 低地であるため、汚水ポンプ施設の設置以外の方法では、汚水を公共下水道に排除することが困難である土地に設置するものであること。
- (2) 所有者等の都合により、人為的に低地となったものでないこと。
- (3) 汚水ポンプ施設は1画地に1件とする。
- (4) 処理区域内における既存建物（居宅部分を持たない建築物を除く。）の所有者であること。
- (5) 市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (6) 既設の住宅に設置すること。

<申請書類>

- (1) 公共下水道低地汚水ポンプ施設工事補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 排水設備計画確認申請書
- (3) 汚水ポンプ施設等を設置する土地の案内図
- (4) 汚水ポンプ施設の平面図，縦断面図，汚水ポンプ仕様書
- (5) 工事費見積書の写し
- (6) 賃貸住宅の場合は貸主の同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

詳しい内容や手続きについては下水道課へお問い合わせください。

【浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金】

市では、公共下水道に接続することにより不要になる「浄化槽」を「雨水貯留施設」に転用するための改造工事費の一部を補助しています。

＜補助の内容＞

浄化槽転用雨水貯留施設の改造工事費用（1基）に対し、補助対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度に補助します。

なお、補助を受けるには次の基準を満たす必要があります。



雨水貯留施設設置イメージ図

＜申請条件＞

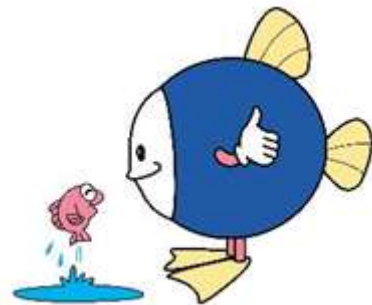
- (1) 補助金の交付申請を行う年度内に改造工事が完了していること。
(改造工事が完了とは、工事代金を支払い、領収書を受領したときとする。)
- (2) 浄化槽転用雨水貯留施設を適正に維持管理できること。
- (3) 市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (4) 改造工事は、条例第2条第5号に規定する排水設備の設置工事と同時に行うこと。

＜申請書類＞

- (1) 浄化槽転用雨水貯留施設工事補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 排水設備計画確認申請書
- (3) 工事予定場所の案内図
- (4) 改造工事費の予定図面、給排水設備仕様書（ポンプ等）
- (5) 改造工事費の見積書の写し
- (6) 賃貸住宅の場合は貸主の同意書
- (7) その他市長が必要と認める書類

詳しい内容や手続きについては下水道課へお問い合わせください。

鹿嶋市下水道接続支援補助金のご案内



市では、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道供用開始区域内で、既設の汲み取り式トイレ又は浄化槽を廃止して下水道に接続する方を対象に、排水設備工事費の助成を行っています。

下水道への切替を検討している方は、是非ご活用ください。

また、放流先が霞ヶ浦流域の場合は、茨城県が助成金額の上乗せを行っていますので、詳しくは下水道課までお問合せください。

【対象となる方】

鹿嶋市下水道供用開始区域内で、下水道に接続する工事を行う個人(新築を除く)で、下記の対象要件の全てに該当する方

- ① 鹿嶋市下水処理区域内の建物の所有者、又は占有者
- ② 下水道事業受益者負担金や市税を滞納していない方
- ③ 令和6年3月15日までに実績報告書を提出できる方

【助成の内容】

対象者	対象要件	助成金限度額 (工事1件につき)
供用開始3年以内の方	下記に該当しない方	5万円
供用開始4年目以降の方 (供用開始日から3年以内に工事を実施出来なかった特別な事情や相当な理由があった方)(※3)	①霞ヶ浦流域の方 ②対象者と同一世帯で18歳未満の方、又は65歳以上の方がいる場合(※1) ③市県民税の課税対象所得(※2)の世帯合計が348万円以下である場合	35万円又は工事費のいずれか少ない額

※1 令和5年4月1日現在で満18歳未満の者、令和6年3月31日時点で満65歳以上となる者

※2 年間の収入から給与所得控除及び各種控除を除いた額

※3 浄化槽を使用していた、または、土地や建築物等の状況で工事が困難だった等の理由があった方

◆排水設備工事のお申込みは指定工事店へ

市では、排水設備の設置や水洗化改造工事を安心して行っていただけるよう「鹿嶋市排水設備指定工事店」を定めています。「排水設備指定工事店」は基準にあった必要技術を有しているとともに、工事に必要な諸手続きを代行してくれます。

※注:「指定工事店」以外の工事申請は受理出来ませんのでご注意ください。

【問合せ先】

鹿嶋市 都市整備部 下水道課
TEL : 0299-82-2911(内線 441)

○鹿嶋市排水設備指定工事店規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿嶋市下水道条例（昭和60年条例第8号。以下「条例」という。）第6条の規定による排水設備指定工事店（以下「工事店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事店の指定基準)

第2条 工事店は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

(1) 茨城県下水道協会において主任技術者名簿に登録された者（専属の者に限る。以下「主任技術者」という。）を有すること。

(2) 県内に営業所等を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、工事店となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者

(2) 破産者

(3) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(4) 第10条の規定に基づき工事店の指定を取り消された日から1年を経過していない者

(指定の申請)

第3条 工事店の指定を受けようとする者は、市長の定める日までに、鹿嶋市排水設備指定工事店（指定・継続）申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 工事経歴書

(2) 所有機器調書

(3) 定款及び登記簿謄本の写し（法人の場合に限る。）

(4) 身分証明書（個人の場合に限る。）

(5) 住民票（法人の場合は、代表者）

(6) 納税証明書

(7) 排水設備主任技術者証の写し

(8) 従業員名簿

(9) 営業所所在の案内図

(10) 市外業者については、指定工事店証の写し（他市町村において指定されているものに限る。）

(登録)

第4条 市長は、工事店を指定したときは、排水設備指定工事店名簿（様式第2号）に登録するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 工事店の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年とする。ただし、市長は特別の理由があると認めるときは、その期間を短縮することができる。

2 工事店は、登録の有効期間満了の日後も引き続き指定を受けようとするときは、その満了日の1月前までに第3条の鹿嶋市排水設備指定工事店継続申請書を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(工事店証の交付等)

第6条 市長は、第4条及び前条第3項の規定により工事店として登録したときは、鹿嶋市排水設備指定工事店証(様式第3号。以下「工事店証」という。)を交付するものとする。

2 工事店は、指定証の交付を受ける際、条例で定める手数料を納付しなければならない。

3 工事店は、交付を受けた工事店証を店舗内の見やすい場所に掲げておかなければならない。

4 工事店は、前項の工事店証を滅失し、又は損傷したときは、速やかに排水設備指定工事店証再交付申請書(様式第5号)を市長に届け出て、工事店証の再交付を受けなければならない。

(工事店の義務)

第7条 工事店は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 排水設備の新設等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がある場合を除きこれを拒否しないこと。

(2) 工事竣工後6月以内に生じた故障について、無償でこれを修繕すること。ただし、不可抗力又は使用者側の故意若しくは過失によるものについては、この限りでない。

(3) 工事の設計及び施工管理は、主任技術者に当らせること。

(4) 条例第7条に規定する検査の結果、不完全な場合は、市長の指定する期間内に改修すること。

(5) 従業員の工事上の行為について、責任を負うこと。

(6) 排水設備の工事完了検査には、必ず主任技術者を立ち合わせなければならない。

(7) 工事店の名義を第三者に貸与し、又は下請人に工事を実施させないこと。

(営業の廃止等の届出)

第8条 工事店は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 営業を廃止し、又は休止しようとするとき。

(2) 代表者を変更したとき(法人の場合に限る。)

(3) 営業所等に移転しようとするとき。

- (4) 主任技術者を変更しようとするとき。
- (5) 主任技術者が欠けたとき，又は新たに補充したとき。
- (6) 市長が指示する書類の記載事項を変更しようとするとき。

(工事の範囲)

第9条 工事店が行う工事の範囲は，公道に属する部分を除いた地域内における排水設備等又は水洗便所の新設，増設，位置変更，改造及び撤去工事とする。ただし，市長が必要と認めた場合は，公道に属する部分についても工事店に行わせることができる。

(指定の取消し及び効力停止)

第10条 市長は，工事店が次の各号のいずれかに該当するときは，工事店の指定を取り消し，又は期間を定めて指定の効力停止をすることができる。

- (1) 下水道に関する法令等に違反したとき。
- (2) 工事上の行為に不正があったとき。
- (3) 第2条第1項に規定する指定基準を満たさなくなったとき，又は同条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 第7条に規定する義務及び第8条に規定する営業の廃止等の届出に違反したとき。

2 前項の規定に基づく指定の取消し又は効力の停止によって生ずる損害について，市は，その責任を負わない。

(工事店証の返還)

第11条 工事店は，営業を廃止し，又は前条の規定により工事店の指定を取り消されたときは，速やかに市長に工事店証を返還しなければならない。

(報告)

第12条 工事店は，第3条第1号及び第6号に規定する年度末現在の状況を，書類で毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

(公告)

第13条 市長は，工事店の指定をし，又はその指定を取り消し，若しくはその指定の効力を停止したときは，そのつど公告するものとする。

【契約に係る資料について】

	50万円未満	50万円以上 130万未満	備 考
参考見積	契約業者に直接通知します		千円止でお願いします
本見積			
契約締結	請書	契約書	10万円未満は請書省略
工程表	×	○	
着手届	×	○	
完成届	○	○	
工事写真	○	○	
公共柵管理台帳	○	○	
請求書	○	○	

契 約 書

収入印紙
ちょう付

1 件 名

2 契約履行場所

3 工 期 年 月 日から 日間
年 月 日まで

4 契約金額 金 円

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金 円

5 契約保証金 鹿嶋市下水道事業の財務に関する特例を定める規則第101条
鹿嶋市財務規則第145条第1項第7号により免除

上記事項について、発注者 鹿嶋市 と
受注者

は、次の条項により請負契約

を締結する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各自1通を
保有する。

年 月 日

発注者 (住 所) 茨城県鹿嶋市大字平井1187番地1

(職氏名) 鹿 嶋 市 長 印

受注者 (住 所)

(商号等)

(職氏名) 印

(総則)

第1条 受注者は、契約書記載の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか別冊の設計書、図面及び仕様書に従い、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一般的損害)

第3条 この契約履行に際し発生する一切の損害は、受注者の負担とする。

(検査及び引渡)

第4条 受注者は、工事が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に工事の完成を確認するための検査を行わなければならない。

3 工事目的物が前項の検査に合格したときをもって、発注者に当該工事目的物の引渡しがあったものとする。

4 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、ただちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、第2項の規定を準用する。

(請負代金の支払)

第5条 受注者は、第4条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金を請求するものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の期間内に契約金額を支払うことができないときは、受注者はその支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払金額につきこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率(以下「基準率」という。)で計算して得た額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(違約金)

第6条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完成する見込みがあるときは、発注者は受注者から違約金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ請負代金に基準率で計算して得た額とする。

(解除)

第7条 発注者は受注者が次の各号に該当するに至ったときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者は解除により生じた損害の請求をすることができない。

(1) その責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に履行する見込みがないとき。

(2) 正当な理由がないのに着手すべき時期をすぎても着手しないとき。

(3) 契約解除の申し入れがあったとき。

(4) その他契約に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合において、第6条による違約金の徴収を妨げないものとする。

(暴力団の排除)

第8条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- （契約に定めのない事項）

第9条 この契約に定めのない事項については、鹿嶋市財務規則の規定によるほか、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上これを定める。

請 書

収入印紙

貼 付

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

4 契 約 金 額 金 円

うち取引に係る消費税額

及び地方消費税の額 金 円

5 支 払 い 方 法 適法な支払請求書を受理した日から40日以内とする。

6 契 約 保 証 金 鹿嶋市下水道事業の財務に関する特例を定める規則第101条
鹿嶋市財務規則第145条第1項第7号により免除

上記工事の施行を契約によりお引き受けします。債務の履行については、鹿嶋市財務規則（昭和60年規則第6号）を承諾し、鹿嶋市から示された設計書及び仕様書その他の指示に従い、期限内に竣工します。

年 月 日

鹿嶋市長 様

住 所

請負者

氏 名

第3号

工 事 着 手 届
現場代理人及び主任（監理），専門技術者選（改）任届

年 月 日

鹿嶋市長	様	請負人 住 所 商 号 氏 名 印
工 事 番 号 工 事 名		場 所 鹿嶋市
契 約 日	年 月 日	工 着 手 事 日 年 月 日
区 分	現 場 代 理 人	主 任 （ 監 理 ） ， 専 門 技 術 者
住 所 又 居 所	電 話 （ ）	電 話 （ ）
職・氏名・年令	歳	歳
最 終 学 歴		
建 設 工 事 に 必 要 な 免 許 ・ 資 格		
経 験 年 数	年	年
摘 要		

第6号

工事完成届

			年 月 日
鹿嶋市長 田口 伸一 様			
請負人 住 所			
商 号			
氏 名 印			
工事番号 工 事 名		場 所	鹿嶋市
契 約 日	令和 年 月 日	工 期	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 日間
請 負 代金額	円	完 成	令和 年 月 日

罰則関係

○鹿嶋市下水道条例

第 8 章 罰則

(罰則)

第 32 条 次の各号に該当するものは、50,000 円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
- (2) 第 6 条の規定による指定を受けないで排水設備等の新設等の工事を実施した者
- (3) 排水設備等の新設を行って第 7 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者
- (4) 第 9 条、第 10 条又は第 11 条の規定に違反した使用者
- (5) 第 12 条又は第 13 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を怠った者
- (6) 第 18 条の規定による資料の提出を求められてこれを拒否し、又は怠った者
- (7) 第 24 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者
- (8) 第 5 条第 1 項、第 21 条の規定による申請書又は書類、第 5 条第 2 項本文、第 12 条又は第 16 条第 2 項第 3 号の規定による申告書又は第 18 条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第 33 条 詐欺その他不正な手段により使用料又は占用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

罰則規定 (鹿嶋市下水道条例第 32, 33 条)



項目	対象条文	内容	罰則
第 1 号	第 5 条第 1 項, 第 2 項	確認申請または変更確認申請を無届のまま排水設備工事を実施したとき	50,000 円以下の過料
第 2 号	第 6 条	指定工事店以外の者が排水設備工事を実施したとき	
第 3 号	第 7 条第 1 項	排水設備工事完了後、5 日以内に完了届を提出しなかったとき	
第 4 号	第 9 条, 第 10 条, 第 11 条	除害施設を設置しなかったとき トイレを公共下水道に接続しなかったとき	
第 5 号	第 12 条, 第 13 条第 1 項, 第 2 項	使用開始届, 悪質下水排除届を無届のまま公共下水道の使用をしたとき	
第 6 号	第 18 条	使用料算定に必要な資料を提出しなかったとき	
第 7 号	第 24 条	下水道施設占用後、原状回復をしなかったとき	
第 8 号	第 5 条第 1 項, 第 21 条	届出書類に事実と異なる事を記載をしたとき	
第 33 条		詐欺等不正な手段を用いて使用料又は占用料の徴収を免れたとき	免れた料金の 5 倍に相当する額 (5 倍に相当する額が 50,000 円に満たないときは 50,000 円)

電子申請できる手続き (<https://city.kashima.ibaraki.jp/soshiki/15/60765.html>)



◆排水設備

手続名	QR	確認用 QR
排水設備(新設・増設・改築)計画(変更)確認申請 https://logoform.jp/form/kRr5/45110		
排水設備工事着手届 https://logoform.jp/form/kRr5/44879		
排水設備工事完了届及び検査予約 https://logoform.jp/form/kRr5/126048		





◆受益者負担金

手続名	QR	確認用 QR
下水道事業受益者変更申告 https://logoform.jp/form/kRr5/44897		



◆汚水枡

手続名	QR	確認用 QR
汚水枡設置申請 https://logoform.jp/form/kRr5/45009		

◆使用料

手続名	QR	確認用 QR
使用料減免申請 https://logoform.jp/form/kRr5/45095		
製氷業等汚水量申告 https://logoform.jp/form/kRr5/45025		

◆量水器



手続名	QR	確認用 QR
同意書(量水器設置のための) https://logoform.jp/form/kRr5/45039		

裏面へ →

◆下水道接続支援補助金

手続名	QR	確認用 QR
下水道接続支援補助金交付申請 https://logoform.jp/form/kRr5/78151		
下水道接続支援補助金実績報告 https://logoform.jp/form/kRr5/78185		
下水道接続支援補助金変更等承認申請 https://logoform.jp/form/kRr5/78377		
下水道接続支援補助金交付請求 https://logoform.jp/form/kRr5/78287		

◆区域外証明

手続名	QR	確認用 QR
区域外証明願 https://logoform.jp/form/kRr5/78301		

◆除害施設

手続名	QR	確認用 QR
除害施設(新設・増設・改築)計画(変更)確認申請 https://logoform.jp/form/kRr5/45906		
除害施設工事着手届 https://logoform.jp/form/kRr5/124452		
除害施設工事完了届 https://logoform.jp/form/kRr5/125771		
悪質下水排除(開始・休止・再開・廃止・変更届) https://logoform.jp/form/kRr5/46351		

※ 受付は原則として24時間365日可能ですが、手続審査などの事務処理については勤務時間内に行います。